

食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第 4 期) の総合評価 (案)

計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで

令和 8 年 8 月
宮城県

評価結果一覧

総合評価

A	達成している	17	項目
B	概ね達成している	1	項目
C	達成していない	0	項目

A : 80%以上)

B : 60%以上 80%未満

C : 60%未満

施策体系			総合 評価
大分類	中分類	小分類	
安全で安心できる食品の供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援	A
		農林水産物生産環境づくり支援	A
		事業者の取組への支援	A
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保	A
		流通・販売段階における安全性の確保	A
		食品表示の適正化の推進	A
		食品の放射性物質検査の継続	A
食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集、分析及び公開	A
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	A
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	A
	県民参加	県民総参加運動の展開	B
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	A
食の安全安心を支える体制の整備	体制整備及び関係機関等との連携強化	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	A
		みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	A
		食の安全に関する調査・研究の充実	A
		食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	A
		国、都道府県、市町村、関係団体との連携	A
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置		A

評価方法

【総合評価対象】

小分類 18 項目

【自己評価の方法】

評価対象の小分類において、

1. R7 年度末時点の達成度自己評価結果を含めて 5 年間の評価を確定
2. 各年度の評価に、(A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点) を付与
3. 小分類の合計点数を算出し、その小分類が獲得できる最大獲得点数に対する獲得点数の割合を算出
4. 割合に対して、評価基準を基に総合評価を機械的に算出

【評価基準】

A : 80%以上

B : 60%以上 80%未満

C : 60%未満

評価一覧

小分類	R3	R4	R5	R6	R7	総合評価
生産者の取組への支援	B	B	B	B	A	A
農林水産物生産環境づくり支援	A	A	A	A	A	A
事業者の取組への支援	A	B	B	B	A	A
生産段階における安全性の確保	B	A	A	A	A	A
流通・販売段階における安全性の確保	A	A	A	A	A	A
食品表示の適正化の推進	B	A	A	A	A	A
食品の放射性物質検査の継続	A	A	A	A	A	A
情報の収集、分析及び公開	A	B	A	A	A	A
生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	B	A	B	A	A	A
放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	A	A	A	A	A	A
県民総参加運動の展開	B	B	B	B	C	B
県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	B	B	A	B	A	A
食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	A	A	A	A	A	A
みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	A	A	A	A	A	A
食の安全に関する調査・研究の充実	A	A	A	A	A	A
食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	A	A	A	A	A	A
国、都道府県、市町村、関係団体との連携	A	A	A	A	A	A
みやぎ食の安全安心推進会議の設置	－	A	A	A	A	A

小分類別総括

I - 1 - (1) 生産者の取組への支援（施策 1 ～ 4）

【構成施策】

- 環境にやさしい持続可能な農業の推進
- 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大
- 農薬の適正使用の推進
- 牛のトレーサビリティシステムの推進

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	環境保全型農業直接支払交付金取組面積 (ha)	4,296	5,619	3,980	B	A
	国際水準GAP導入・認証総数（件）	160	260	220	B	
	耳標の装着率（%）	100.0	100.0	100.0	A	
定性	農薬の適正使用の推進				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
生産者の取組への支援	B	B	B	B	A	A

【小分類総括】

- 「環境にやさしい持続的な農業の推進」については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）に取り組む生産者を支援した他、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進しました。引き続き取組を継続していきます。
- 「農業生産工程管理（GAP）」については、各種施策により普及拡大を図りましたが、経営判断により必ずしも認証登録を継続しない生産者もあり、認証取得の目標件数には至りませんでした。引き続き、みやぎ農場 GAP 取組支援制度等により「する GAP」の普及を推進します。
- 「農薬の適正使用の推進」については、計画通りに農薬危害防止運動や研修事業等を実施し、農薬取扱者の資質向上や指導体制の維持を達成することができました。引き続き取組を継続していきます。
- 「牛のトレーサビリティシステムの推進」については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です。

I - 1 - (2) 農林水産物生産環境づくり支援（施策5～8）

【構成施策】

- 土壤環境適正化の推進
- 家畜伝染病の発生予防の徹底
- 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進
- 特用林産物の生産再開への支援

【達成度（R7年度）評価】

目標項目		基準値	R7年度 目標値	R7年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	貝毒プランクトン観測定点調査実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	A
	原木しいたけ（露地栽培）出荷制限解除数（人）	49	64	63	B	
定性	土壤環境適正化の推進				B	
	家畜伝染病の発生予防の徹底				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	総合 評価
農林水産物生産環境づくり支援	A	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「土壤環境適正化の推進」については、カドミウム基準値超過米発生抑制のための適正な水管理の徹底の他、超過米の市場流通防止に向けた検査等を実施しました。カドミウム低吸収性イネの現地実証等を含め、引き続き取組を継続していきます。
- 「家畜伝染病発生予防の徹底」については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた防疫対策マニュアルの作成や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です。
- 「貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進」については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図るとともに、県と国が連携して浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで衛生管理体制の強化を図りました。一方、貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。
- 「特用林産物の生産再開への支援」については、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達等を支援したほか、県内産原木の使用再開に向け、原木の放射性物質検査等を実施しました。引き続き生産再開に向けた取組を継続していきます。

I - 1 - (3) 事業者の取組への支援（施策 9 ～ 10）

【構成施策】

- 事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進
- 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	HACCP 研修会参加施設数（施設）	110	200	211	A	A
定性	外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
事業者の取組への支援	A	B	B	B	A	A

【小分類総括】

- 「事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進」については、研修会等により HACCP の理解を深め、HACCP 認証取得を支援してきました。HACCP 制度化に伴う周知徹底が課題となっています。
- 「外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大」については、地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を支援しました。

I - 2 - (1) 生産段階における安全性の確保（施策 1 1 ～ 1 4）

【構成施策】

- 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化
- 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施
- 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導
- 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	肥料成分不足・違反点数違反割合（％）	0.0	0.0	0	A	A
	動物用医薬品販売の違反件数（件）	6	0	3	A	
定性	農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化				A	
	高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
生産段階における安全性の確保	B	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等に基づく立入検査及び監視体制の強化」については、農薬販売者及び使用者を対象に立入検査を実施しました。また、魚類養殖業者に巡回指導を行いました。今後も、関係者の意識醸成に努める必要があります。
- 「肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施」については、肥料生産業者や飼料製造工場に立入検査を行い、肥飼料の収去・分析を行いました。検査及び指導の継続が必要です。
- 「動物用医薬品の流通、販売等に関する指導」については、立入検査や適正使用に関する指導を行いました。監視指導の継続が必要です。
- 「高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施」については、早期発見の体制を整備しました。継続的な取組が必要です。

I - 2 - (2) 流通・販売段階における安全性の確保（施策 15～18）

【構成施策】

- 食品営業施設の監視指導の徹底
- 食品検査による安全性の確保
- 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底
- 米穀事業者の監視指導の徹底

【達成度（R7年度）評価】

目標項目		基準値	R7年度 目標値	R7年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食品営業施設の監視指導率（％）	116.0	100.0	118	A	A
	食品検査率（％）	98.6	100.0	97.1	B	
	かき処理場等の監視指導率（％）	94.0	100.0	105.2	A	
定性	米穀事業者の監視指導の徹底				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	総合 評価
流通・販売段階における安全性の確保	A	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「食品営業施設の監視指導の徹底」については、監視指導のほか、食中毒予防啓発を実施しました。HACCP 制度化に伴う導入支援や指導が課題となっています。
- 「食品検査による安全性の確保」については、食品の規格基準、残留農薬、添加物等の検査を実施しました。違反事例の傾向を踏まえた検査の実施が必要です。
- 「安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底」については、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施するとともに、と畜検査・食鳥検査を実施しました。
- 「米穀事業者の監視指導の徹底」については、東北農政局と連携しながら、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）に基づく立入検査を行いました。生産者への制度の周知啓発が課題です。

I - 2 - (3) 食品表示の適正化の推進（施策 19～21）

【構成施策】

- 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施
- ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施
- 食品表示に関する研修会等の実施

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食品表示適正店舗数の割合（％）	99.7	100.0	100	A	A
	食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数（回）	14	20	44	A	
定性	ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
食品表示の適正化の推進	B	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「適正な食品表示を確保するための監視指導の実施」については、食の 110 番、食品表示 110 番等に寄せられた相談や疑義情報に対応しました。今後も継続的な対応が必要です。
- 「ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施」については、県民参加で調査を実施し、食品表示の適正化を図りました。適正店舗数が維持できるように今後も指導を行っていきます。
- 「食品表示に関する研修会等の実施」については、研修会を開催したほか、出前講座等を行いました。今後も継続的な普及啓発を行っていきます。

I - 2 - (4) 食品の放射性物質検査の継続（施策 2 2 ～ 2 3）

【構成施策】

- 農林水産畜産物等の検査
- 流通食品の検査

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	農産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	A
	林産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	120.0	100.0	100.0	A	
	畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	
	水産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	128.0	100.0	100.0	A	
	流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
食品の放射性物質検査の継続	A	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 県産農林水産畜産物等及び県内に流通する食品の放射性物質検査を実施しました。これまでの検査結果を踏まえ、検査の効率化について検討する必要があります。

Ⅱ - 1 - (1) 情報の収集、分析及び公開（施策 24～25）

【構成施策】

- 県民への分かりやすい情報の迅速な提供
- 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食の安全安心ホームページアクセス数 (件)	68,780	100,000	139,283	A	A
	県からの情報提供が十分・おおむね十分と 感じる消費者モニターの割合 (%)	50.2	70.0	49.6	B	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
情報の収集、分析及び公開	A	B	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供」については、アンケートやセミナー等を活用するとともに、報道機関への資料提供や県ホームページ等の広報媒体により情報提供を行いました。情報発信の充実が課題です。今後は、みやぎ県民公式アプリ等を活用し、県民全体を対象とした効果的かつ迅速な情報発信に取り組みます。
- 「監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表」については、食品衛生監視指導結果や食品の安全に関する情報を公表しました。

Ⅱ - 1 - (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 26 ～ 28）

【構成施策】

- 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進
- 関係団体等との連携・協働の推進
- 食育の推進

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合（％）	39.0	40.0	43	A	A
	みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数（人）	36,196	40,000	40,801	A	
定性	消費者と生産者・事業者との相互理解の推進				B	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	B	A	B	A	A	A

【小分類総括】

- 「消費者と生産者・事業者との相互理解の推進」については、食品工場見学会及び生産者との交流会の開催や、「地域食と農の相談窓口」の設置、学校給食での県産食材利用拡大に向けた取組を行いました。また、「環境保全型農業」については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の農産物の PR 販売会及び消費者交流バスツアー等を行いました。認証農産物の利用拡大を図るため、消費者の理解促進が必要です。
- 「関係団体等との連携・協働の推進」については、「みやぎ水産の日」PR 等により、県産食材への理解促進に取り組みました。さらなる理解促進を図るため、関係団体及び企業等との連携継続が必要です。
- 「食育の推進」については、みやぎ食育と健康づくりフェスタ等のイベント開催、みやぎ食育コーディネーターによる講座等を実施しました。講座等は内容を工夫しながら継続する必要があります。農政部の「食育の推進」については、食材王国みやぎ「伝え人」制度や高校生地産地消お弁当コンテストを通じて、県産食材への関心と地産地消への理解を深めました。今後は、これらの事業の認知度向上が課題です。

Ⅱ - 1 - (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策 29～31）

【構成施策】

- リスクコミュニケーションの充実
- 水道水の検査結果の公表
- 住民持ち込み測定

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	リスクコミュニケーションの充実				A	A
	水道水の検査結果の公表				A	
	住民持ち込み測定				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	A	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「リスクコミュニケーションの充実」については、放射性物質測定結果の情報提供、セミナーの開催を行いました。
- 「水道水の検査結果の公表」については、市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を公表しました。
- 「住民持ち込み測定」については、市町村が実施した放射性物質測定結果を公表しました。持ち込み件数は減少していますが、不安払拭に向けた取組の継続が必要です。

Ⅱ - 2 - (1) 県民総参加運動の展開（施策 3 2 ～ 3 4）

【構成施策】

- 県民が参加する消費者モニター制度の推進
- 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援
- 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	消費者モニターの活動（延べ参加）率（％）	87.0	95.0	57	C	C
	消費者モニター登録者数（人）	1,035	1,200	1,209	A	
	食の安全安心取組宣言者数（者）	2,966	3,200	1,867	C	
	各種講習会の参加者数（人）	1,901	2,000	555	C	
	地方懇談会の開催回数（回）	18	20	8	C	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
県民総参加運動の展開	B	B	B	B	C	B

【小分類総括】

- 「県民が参加する消費者モニター制度の推進」については、モニター研修会や食品工場見学・生産者交流会等実施するとともに、モニターだよりを発行し、食の安全安心に対する取組の支援に努めました。一方で、消費者モニターの高齢化により活動率は低下傾向にあり、若年層への訴求が課題となります。令和 7 年度は、みやぎ県民公式アプリ等を活用し、県民全体を対象としたアンケート調査を行った結果、約 19,000 件の回答を得るなど、幅広い世代の県民から意見を収集でき、新たな取組の方向性を見いだすことができました。今後は、消費者モニター制度に加え、県民全体を対象とした手法を取り入れながら、食の安全安心に関する施策の推進につなげていく必要があります。
- 「生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援」については、「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業により支援し、商品貼付用ロゴマークシールの提供や集客行事への出展等を行いました。自主基準を公開する事業者の伸び悩みが課題となっています。今後は、より一層の啓蒙活動を行う必要があります。
- 「知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発」については、食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施しました。消費者等の関心や社会情勢に応じたテーマ設定が引き続き必要です。

Ⅱ - 2 - (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 35～36）

【構成施策】

- 県民の意見の把握と反映
- 食の安全安心に関する相談窓口の充実

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	県民の意見の把握と反映				A	A
	食の安全安心に関する相談窓口の充実				A	

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
県民の意見の食の安全安心の確保に関する 施策への反映	B	B	A	B	A	A

【小分類総括】

- 「県民の意見の把握」については、消費者モニター及びセミナー参加者へのアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、パブリックコメント等により行いました。
- 「食の安全安心に関する相談窓口の充実」については、食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、相談等に対応しました。

Ⅲ - 1 体制整備及び関係機関等との連携強化（施策 3 7～4 1）

Ⅲ - 2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策 4 2）

【構成施策】

- 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
- みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応
- 食の安全に関する調査・研究の充実
- 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実
- 国，都道府県，市町村，関係団体との連携
- みやぎ食の安全安心推進会議の設置

【達成度（R7 年度）評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進				A	A
	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応				A	A
	食の安全に関する調査・研究の充実				A	A
	食品の放射性物質に係る調査・研究の充実				A	A
	国，都道府県，市町村，関係団体との連携				A	A
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置				A	A

過去の評価の推移

単年度評価	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	総合 評価
食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	A	A	A	A	A	A
みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	A	A	A	A	A	A
食の安全に関する調査・研究の充実	A	A	A	A	A	A
食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	A	A	A	A	A	A
国，都道府県，市町村，関係団体との連携	A	A	A	A	A	A
みやぎ食の安全安心推進会議の設置	-	A	A	A	A	A

【小分類総括】

- 「食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」については、第 4 期計画の実施状況について、対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行いました。

- 「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」については、県庁内関係課室による食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。
- 「食の安全に関する調査・研究の充実」については、貝毒や食中毒に関する調査研究を行いました。貝毒発生長期化が課題となっています。
- 「食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」については、農地土壌の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。継続した調査が必要となっています。
- 「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」については、情報共有を行い、連携して健康被害や被疑情報等に対処しました。
- 「みやぎ食の安全安心推進会議」については、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行いました。